

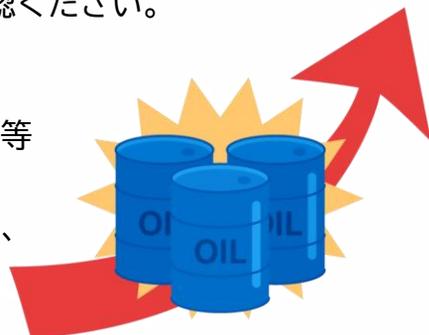
# 臼杵市エネルギー価格高騰対策緊急支援金

長期化するエネルギー価格の高騰により厳しい経営環境におかれている市内事業者を支援するため、一定額以上のエネルギー経費を要した事業者に対し、支援金を交付します。

## 市内に事業所を有し、以下の要件を全て満たす中小企業者※

※本支援金の対象となる中小企業者の定義は裏面をご確認ください。

1. 交付対象経費が10万円以上であること
2. 国、県、その他団体から交付対象経費に関する支援金等を受けていないこと
3. 支援金の申請時点において継続して事業を行っており、支援金交付後も事業を継続する意思があること
4. 市税の滞納がないこと



交付対象者

## 市内の事業所において対象期間※1に使用したエネルギー経費※2

※1 令和4年10月1日（土）～令和5年1月31日（火）の期間

※2 事業の用に供する電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油及び重油にかかる経費

交付対象経費

## 交付対象経費×10%

（千円未満切捨て、上限40万円）

交付額

以下の書類を揃え、郵送または持参にて提出してください。  
（申請書は臼杵市ホームページからダウンロードしてください。）

**申請にあたっては、臼杵市ホームページに掲載している申請要領を必ずご確認ください。**

申請方法

- 臼杵市エネルギー価格高騰対策緊急支援金申請書兼請求書（様式第1号）
- 交付対象経費算定シート（様式第2号）
- 誓約書（様式第3号）
- 直近の事業年度の確定申告書類の写し
- 交付対象経費を証明する書類（請求書、領収書等の写し）
- 振込先口座の通帳の写し（表紙・表紙裏面）



申請・問合せ先

### 【申請期間】

令和4年12月1日（木）～令和5年2月28日（火） ※当日消印有効

〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1  
臼杵市役所 臼杵市エネルギー価格高騰対策緊急支援金事務局  
TEL：0972-63-1111（内線1266）  
※平日 9：00～17：00

# 本支援金における中小企業者の定義

## 対象となりうる事業者

- 中小企業信用保険法第2条第1項に定める中小企業者、及び中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者
  - ◇個人事業主（農林漁業などを除く）
  - ◇法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、土業法人、中小企業等協同組合、協業組合、特定非営利活動法人、医療法人等※、商工組合（同連合会）、商店街振興組合（同連合会）、酒造組合（同連合会及び中央会）、酒販売組合（同連合会及び中央会）、事業協同小組合、企業組合）
- ※医療法人、及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人等
- その他、法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っている法人
  - ◇法人税法上の収益事業を行っている一般社団法人、一般財団法人など

## 対象とならない事業者

- 主たる事業として以下の業種を営んでいる事業者
  - ◇農業
  - ◇林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）
  - ◇漁業
  - ◇金融業
  - ◇保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）
  - ◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- 宗教、政治・経済・文化団体
- 大企業
- 任意団体
- その他対象となりうる事業者以外の法人（社会福祉法人、学校法人、宗教法人など）
- 本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める事業者

「資本金の額又は出資の総額」または「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと

業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、その他（②～⑦以外）	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
③ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
④卸売業	1億円以下	100人以下
⑤小売業	5,000万円以下	50人以下
⑥サービス業	5,000万円以下	100人以下
⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下